

議 員 提 案

令和 4 年 6 月定例会

目 次

番 号	件 名	頁
議員提案第 10 号	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 7 月 6 日提出

寝屋川市議会議員

馬 場 才
村 上 順 一
中 川 健
井 川 晃 一

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削る。

第7条を第8条とする。

第6条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加え、同条を第7条とする。

3 基準日前6か月以内の期間（次項において「基準期間」という。）に、第5条の規定の適用を受けた議員に支給する期末手当の額については、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から、次項の規定により計算した調整額を減じた額とする。

4 前項に規定する調整額は、第2項の規定により算出された額に、基準期間における議員報酬の不支給に係る月数の割合（第1号に規定する月数を、第2号に規定する月数で除して得た数をいう。）を乗じて得た額とする。

(1) 基準期間における議員報酬が支給されなかつた期間に係る月数

(2) 基準期間における在職期間の月数

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 議員が長期欠席（一の定例会の会期中における全ての会議（委員会の会議を含む。以下同じ。）を欠席することをいう。）をした場合には、当該定例会の閉会の日の属する月の翌月分から、当該議員がその後に開かれた定例会の会議に出席した日の属する月の前月分までの各月分の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由によるときは、この限りでない。

(1) 出産

(2) 感染症の罹患（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であるときに限る。）

(3) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養（医師の診断書の提出があり、議長がやむを得ないと認めるときに限る。）

(4) 前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認める事由

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。